

騒音の規制に関する定め（昭和48年3月17日告示第171号）新旧対象表

改正後			改正前		
別表第二			別表第二		
市名	区域の区分	区域の範囲	市名	区域の区分	区域の範囲
(略)			(略)		
東広島市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域	東広島市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
	第二種区域	住居地域等の定めのある地域並びに西条町のうち西条、寺家（黒瀬川左岸線以東の地域に限る。）、西条東北町、下見（黒瀬川左岸線以北並びに県道吉川西条線と市道下見中郷線との交会点以北の県道吉川西条線以東及び当該交会点以南の市道下見中郷線以東の地域に限る。）、下三永（一般国道二号以南かつ県道下三永吉川線以北の地域に限る。）、御藪宇、吉行、土与丸、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目及び助美、西条末広町、鏡山二丁目、鏡山三丁目、西条中央四丁目、八本松町のうち正力、米満（黒瀬川左岸線以東の地域に限る。）、飯田（市道原志和東線以東の地域に限る。）、宗吉（市道原志和東線以東の地域に限る。）、原（県道原西条線と市道西山光路線との交会点を起点とし、同市道、県道吉川西条線、市道安出川光路線、温井川右岸線、県道津江八本松線、市道前長沢五号線、市道前長沢六号線、市道河内田一号線及び県道原西条線を経て起点に至る線で囲まれた地域（三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域を除く。）に限る。）及び吉川（原との境界線と市道原清水原線との交会点を起点とし、同市道、県道津江八本松線、県道下三永吉川線、市道東郷一〇号線、市道東郷四号線、県道津江八本松線及び同境界線	東広島市	第二種区域	住居地域等の定めのある地域並びに西条町のうち西条、寺家（黒瀬川右岸線以東の地域に限る。）、西条東、下見（黒瀬川右岸線以北並びに市道寺家吉川線と市道下見中郷線との交会点以北の市道寺家吉川線以東及び当該交会点以南の市道下見中郷線以東の地域に限る。）、下三永（一般国道二号以南かつ県道下三永吉川線以北の地域に限る。）、御藪宇、吉行、土与丸及び助美、西条末広町、鏡山二丁目、鏡山三丁目、西条中央四丁目、八本松町のうち正力、米満（黒瀬川左岸線以東の地域に限る。）、飯田（市道八本松宗吉線以東の地域に限る。）、宗吉（市道八本松宗吉線以東の地域に限る。）、原（県道原西条線と市道西山光路線との交会点を起点とし、同市道、市道安出川光路線、温井川右岸線、県道津江八本松線、市道前長沢五号線、市道前長沢六号線、市道河内田一号線及び県道原西条線を経て起点に至る線で囲まれた地域（三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域を除く。）に限る。）及び吉川（原との境界線と市道前長沢清水原線との交会点を起点とし、同市道、県道津江八本松線、県道下三永吉川線、市道東郷一〇号線、市道東郷四号線、県道津江八本松線及び同境界線

改正後

を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、八本松東七丁目(一般国道四八六号以北の地域に限る。)、八本松飯田四丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、高屋町のうち白市、桧山(市道土与丸中島線以南の地域に限る。)、宮領及び中島、志和町のうち志和西(主要地方道瀬野川福富本郷線以西かつ市道志和西志和堀線以东及び主要地方道瀬野川福富本郷線以西かつ市道半田堂団線以东の地域に限る。)及び志和堀(主要地方道東広島白木線と主要地方道瀬野川福富本郷線との交会点を起点とし、主要地方道瀬野川福富本郷線、市道志和堀東一七号線、同主要地方道、市道志和堀東二八号線、同主要地方道、市道志和堀東三四号線、市道志和堀東九号線、市道志和堀東八号線、市道志和堀東三号線及び主要地方道東広島白木線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、黒瀬町のうち国近(字堤溝・字林・字清水ヶ尻・字水渡・字竹添・字古土井及び字柳坪の地域に限る。)、小多田(字梶屋迫・字竹ノ前・字竹ノ内・字中通・字市沖・字石河原及び字中ノ畔の地域に限る。)、南方(字下広地・字下竹保・字広地・字浄善坊・字西古川及び字宮迫の地域に限る。)、宗近柳国(字土取・字榎田・字火掛田・字川田迫・字上ノ台・字溝手及び字原の地域に限る。)、乃美尾(字西市ノ堂・字東市ノ堂・字冲条・字八ツ溝・字吉ノ池・字八幡・字金蔵寺宮山・字荒谷・字東門前・字西門前及び字門前の地域に限る。)、大多田(字冲ノ原・字新田及び字田中の地域に限る。)、丸山(字榎原・字真ノ本・字市尻・字中筋・字神洗川・字上野

改正前

を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、八本松東七丁目(一般国道四八六号以北の地域に限る。)、八本松飯田四丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、高屋町のうち白市、桧山(市道土与丸中島線以南の地域に限る。)、宮領及び中島、志和町のうち志和西(県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道志和西志和堀線以东及び県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道半田堂団線以东の地域に限る。)及び志和堀(県道東広島白木線と市道志和堀東一七号線との交会点を起点とし、同市道、市道志和堀東二八号線、市道志和堀東三五号線、市道志和堀東三四号線、市道志和堀東九号線、市道志和堀東八号線、市道志和堀東三号線及び同県道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、黒瀬町のうち国近(字堤溝・字林・字清水ヶ尻・字水渡し・字竹添・字古土井及び字柳坪の地域に限る。)、小多田(字梶谷迫・字竹ノ前・字竹ノ内・字中通・字市沖・字石河原及び字中之畦の地域に限る。)、南方(字下広地・字下竹保・字広地・字浄善坊・字西古川及び字宮ノ迫の地域に限る。)、宗近柳国(字土取・字榎田・字大掛田・字川田迫・字上ノ台・字溝手及び字原の地域に限る。)、乃美尾(字西市ノ堂・字東市ノ堂・字冲条・字八ツ溝・字吉ノ池・字八幡・字金蔵寺宮山・字荒谷・字東門前・字西門前及び字門前の地域に限る。)、大多田(字冲ノ原・字新田及び字田中の地域に限る。)、丸山(字榎原・字真ノ本・字市尻・字中筋・字神洗川・字上ノ

改正後

原・字井手ノ下・字池ノ尻・字山添・字王前・字
 オノ原及び字日ノ詰の地域に限る。)、檜原、市
飯田(字城ヶ原・字上房田・字下房田・字風呂ノ
迫・字岡ノ台・字東ノ台・字久保郷・字新屋田・
字向イ原・字田屋ノ台・字中畝・字御堂原・字下
市・字小谷及び字藪茅の地域に限る。)、上保田
 (字西畦・字中畦・字東畦・字天神原・字沢田・
 字房田郷・字扇原及び字西ノ段の地域に限
 る。)、菅田(字西本郷・字原・字天神原・字澤
 田及び字扇東の地域に限る。)及び川角(字下幸
本・字上幸本及び字宮中の地域に限る。)、福富
 町のうち上竹仁(字吉原及び字桑木の地域に限
 る。)、下竹仁(字溝下・字泉・字甲田山(二三
 〇〇番地・一三〇二番地・一三〇三番地及び一三
 〇七番地の地域に限る。))・字八ヶ坪・字金良
 (九二六番地から九五二番地までの地域を除
 く。)及び字広兼の地域に限る。)、久芳(字柳
 道・字廣田及び字奈良の木の地域に限る。)及び
上戸野(字友近・字川内・字川口(三七八六番地
の三及び三七七八番地のから三七九六番地まで
 の地域を除く。)及び字貞助(二〇三八番地から二〇
四三番地までの地域に限る。)の地域に限
 る。)、豊栄町のうち清武(字後堀山・字未定・
 字未石・字本郷・字古市・字原田・字大町山・字
 河原及び字国造の地域に限る。)、安宿(字台
 尻・字肥加及び字清水の地域に限る。)、乃美
 (字涼堂・字松ノ木・字岸本・字祖根田・字黄
 幡・字久国・字鎮守鼻・字貴船・字雲雀田・字北
 垣内・字宗吉及び字行宗の地域に限る。)、吉原
 (字和田・字馬場田及び字元広沖の地域に限
 る。)、鍛冶屋(字仲屋・字仲山・字宇立・字

改正前

原・字井手ノ下・字池ノ尻・字山添・字王前・字
 オノ原及び字日ノ詰の地域に限る。)、檜原、市
飯田(字城ヶ原・字上房田・字下房田・字風呂
迫・字岡ノ台・字東ノ台・字久保郷・字新屋田・
字向原・字田屋ノ台・字中畝・字御堂原・字下
市・字小谷及び字藪茅の地域に限る。)、上保田
 (字西畦・字中畦・字東畦・字天神原・字沢田・
 字房田郷・字扇原及び字西ノ段の地域に限
 る。)、菅田(字西本郷・字原・字天神原・字沢
 田及び字扇東の地域に限る。)及び川角(字下幸
本・字上幸本及び字宮中の地域に限る。)、福富
 町のうち上竹仁(字吉原及び字桑木の地域に限
 る。)、下竹仁(字溝下・字泉・字甲田山(二三
 〇〇番地・一三〇二番地・一三〇三番地及び一三
 〇七番地の地域に限る。))・字八ヶ坪・字金良
 (九二六番地から九五二番地までの地域を除
 く。)及び字広兼、久芳(字柳
 道・字広田及び字奈良ノ木の地域に限る。)及び
上戸野(字友近・字川内・字川口(三七八六番地
の三及び三七七八番地のから三七九六番地まで
 の地域を除く。)及び字貞助(二〇三八番地から
二〇四三番地までの地域に限る。)の地域に限
 る。)、豊栄町のうち清武(字後堀山・字未定・
 字未石・字本郷・字古市・字原田・字大町山・字
 河原及び字国造の地域に限る。)、安宿(字台
 尻・字肥加及び字清水の地域に限る。)、乃美
 (字涼堂・字松ノ木・字岸本・字曾根田・字黄
 幡・字久国・字鎮守鼻・字貴船・字雲雀田・字北
 垣内・字宗吉及び字行宗の地域に限る。)、吉原
 (字和田・字馬場田及び字元広沖の地域に限
 る。)、鍛冶屋(字仲屋・字仲山・字宇立・字

改正後	
	<p>原・字下ヶ坪・字諏訪・字上ヶ坪・字網ヶ迫及び字中ヶ坪の地域に限る。)及び能良(字燕岩山及び字西ヶ原の地域に限る。)、河内町のうち下河内(字串ヶ平の地域に限る。)並びに安芸津町のうち木谷(字苞貫田・字原・字東原・字下野谷(市道木谷尻下野谷線以西の地域に限る。))及び字木谷尻(市道新宮線以西の地域に限る。)の地域に限る。)、三津(字加計及び字堂ヶ原の地域に限る。))及び小松原(字宮ノ首・字早稲田・字庄田(西日本旅客鉄道呉線以南の地域に限る。))・字山根垣内(市道下条吉原一号线及び市道下条吉原二号线以东の地域に限る。))・字小浜(市道宮ノ首池ヶ原線以东の地域に限る。))・字大番及び字新開の地域に限る。)の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p>
第三種区域	<p>商業地域等の定めのある地域並びに西条町のうち下見(主要地方道馬木八本松線以西かつ県道吉川西条線以北の地域に限る。)、八本松町のうち米満(黒瀬川右岸線以西かつ一般国道四八六号以北の地域に限る。)、飯田(</p> <p>高速自動車国道山陽自動車道以南かつ市道原志和東線以东かつ市道中組一五号線以东かつ県道造賀八本松線以北の地域に限る。))、八本松西(市道八本松一〇号線以西かつ一般国道二号以南二七五メートルの範囲内の地域に限る。))、原(寺家との境界線と県道原西条線との交差点を起点とし、同県道、市道千野丸六号線、主要地方道馬木八本松線、下見との境界線、県道吉川西条線、温井川左岸線、市道上曾場前長沢線、主要地方道馬木八本松線、市道八本松南三三</p>

改正前	
	<p>原・字下ヶ坪・字諏訪・字上ヶ坪・字網ヶ坪及び字中ヶ坪の地域に限る。)及び能良(字燕岩山及び字西ヶ原の地域に限る。)、河内町のうち下河内(字串ヶ平の地域に限る。)並びに安芸津町のうち木谷(字一貫田・字原・字東原・字下野谷(市道木谷尻下野谷線以西の地域に限る。))及び字木谷尻(市道新宮線以西の地域に限る。)の地域に限る。))、三津(字加計及び字堂ヶ原の地域に限る。))及び小松原(字宮ノ首・字早稲田・字庄田(西日本旅客鉄道呉線以南の地域に限る。))・字山根垣内(市道下条吉原線以东の地域に限る。))・字小浜(市道宮ノ首池ヶ原線以东の地域に限る。))・字大番及び字新開の地域に限る。)の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p>
第三種区域	<p>商業地域等の定めのある地域並びに西条町のうち下見(県道馬木八本松線以西かつ市道寺家吉川線以北の地域に限る。))、八本松町のうち米満(黒瀬川右岸線以西かつ一般国道四八六号以北の地域に限る。))、飯田(市道八本松一〇号線以西かつ一般国道二号以南二七五メートルの範囲内の地域及び高速自動車国道山陽自動車道以南かつ県道八本松宗吉線以东かつ市道上組志和東線以东かつ市道中組横断線以北の地域に限る。))、</p> <p>原(寺家との境界線と県道原西条線との交差点を起点とし、同県道、市道安出川光路線、県道馬木八本松線、下見との境界線、市道寺家吉川線、温井川右岸線、市道上曾場前長沢線、県道馬木八本松線、市道八本松南三三</p>

改正後

号線、八本松南六丁目との境界線、八本松南七丁目との境界線及び寺家との境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域・三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域並びに戸石川左岸線と県道古川西条線との交差点を起点とし、同県道、市道西山光路線、県道原西条線、市道西山一号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原一号線、市道出ヶ原六号線、市道出ヶ原五号線、市道原清水原線、県道津江八本松線、市道出ヶ原市条線、吉川との境界線、田口との境界線、温井川右岸線及び戸石川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)及び吉川(市道原清水原線と市道出ヶ原市条線との交差点を起点とし、市道出ヶ原市条線、市道市条四号線、県道津江八本松線、古河川左岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、市道東郷四号線、市道東郷一〇号線、県道下三永吉川線、県道津江八本松線及び市道原清水原線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、八本松南一丁目、八本松東五丁目(市道八本松中学校線以北の地域に限る。)、八本松飯田三丁目、八本松飯田九丁目、高屋町のうち杵原(一般国道三七五号以東・県道西高屋停車場線以西かつ主要地方道東広島本郷忠海線以北及び市道杵原三七号線以西の地域に限る。)、稲木、桧山(市道土与丸中島線以南の地域を除く。)、大島郷、小谷及び造賀(一般国道三七五号と市道造賀西三六号線との交差点を起点とし、同市道、市道造賀西三四号線、市道造賀西一七号線、市道造賀西一九号線、市道造賀西二二号線、市道大谷線、市道造賀西七号線、市道恋文字線、市道造賀西六五号線及び同国道を経て起点に

改正前

八本松南六丁目との境界線、八本松南七丁目との境界線及び寺家との境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域・三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域並びに戸石川左岸線と市道寺家吉川線との交差点を起点とし、同市道、市道西山光路線、県道原西条線、市道西山一号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原一号線、市道出ヶ原六号線、市道出ヶ原五号線、市道出ヶ原三号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原市条線、吉川との境界線、田口との境界線、温井川左岸線及び戸石川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)及び吉川(市道前長沢清水原線と市道出ヶ原市条線との交差点を起点とし、市道出ヶ原市条線、市道市条四号線、県道津江八本松線、古河川右岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、市道東郷四号線、市道東郷一〇号線、県道下三永吉川線、県道津江八本松線及び市道前長沢清水原線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、八本松南一丁目、八本松東五丁目(市道下組八本松線以北の地域に限る。)、八本松飯田三丁目、八本松飯田九丁目、高屋町のうち杵原(一般国道三七五号以西・県道西高屋停車場線以西かつ県道東広島本郷線以北及び市道杵原三七号線以西の地域に限る。)、稲木、桧山(市道土与丸中島線以南の地域を除く。)、大島郷、小谷及び造賀(一般国道三七五号と市道造賀西三六号線との交差点を起点とし、同市道、市道造賀西三四号線、市道造賀西一七号線、市道造賀西一九号線、市道造賀西二二号線、市道大谷線、市道造賀西七号線、市道恋文字線、市道造賀西六五号線及び同国道を経て起点に

改正後

至る線で囲まれた地域に限る。)、志和町のうち別府(主要地方道瀬野川福富本郷線と市道別府南一二号線との交差点以北の同市道及び林道王地ヶ谷線)以東かつ県道小河原志和線及び市道別府南二七号線以南の地域及び主要地方道瀬野川福富本郷線以東の地域に限る。)、冠(県道志和インター線以東の地域及び同県道以西かつ冠川左岸線以北の地域に限る。)、七条枕坂、志和東(高速自動車国道山陽自動車道以北かつ六日市橋の地点以南(県道東広島白木線の外側五〇〇メートルの範囲内の地域に限る。))の地域に限る。))及び志和堀(関川右岸線以東かつ東川左岸線以西の地域に限る。)、黒瀬町のうち国近(字松崎山及び字松崎の地域に限る。)、宗近柳国(字下モ原・字下原・字中河原及び字外ト開の地域に限る。)、乃美尾(字前平及び字向梅ノ木の地域に限る。)、川角(字向井の地域に限る。))及び市飯田(字遠見ヶ畝・字大河角・字上ノ段・字狐ヶ城及び字長尾の地域に限る。)、福富町のうち久芳(字谷河内・字円明寺・字竹添(三八五四番地及び三八七〇番地一から三八七三番地までの地域を除く。))・字金口(一五四九番地一から一五五〇番地三までの)の地域に限る。))及び字戸鼻(四二五九番地一から四二六六番地まで・四二七四番地・四二七七番地及び四三一五番地から四三二四番地までの地域に限る。))、河内町のうち中河内(字正尺・字大道及び字奥条東の地域に限る。))並びに安芸津町のうち小松原(字打木谷・字河口尻・字大奈・字保野・字得頭及び字中之迫(それぞれ西日本旅客鉄道呉線以東の地域に限る。))の地域に限る。))の地域のうちそれぞれ用途地域の

改正前

至る線で囲まれた地域に限る。)、志和町のうち別府(県道瀬野川福富本郷線と林道王地ヶ谷線との交差点以北の同林道)以東かつ県道小河原志和線以南の地域及び当該交差点以南の県道瀬野川福富本郷線)以東の地域に限る。))、冠(県道志和インター線以東の地域及び同県道以西かつ冠川左岸線以北の地域に限る。))、七条枕坂、志和東(高速自動車国道山陽自動車道以北かつ六日市橋の地点以南(県道東広島白木線の外側五〇〇メートルの範囲内の地域に限る。))の地域に限る。))及び志和堀(関川右岸線以東かつ東川左岸線以西の地域に限る。))、黒瀬町のうち国近(字松崎山及び字松崎の地域に限る。))、宗近柳国(字下モ原山・字下原・字中河原及び字外ト開の地域に限る。))、乃美尾(字前平及び字向梅ノ木の地域に限る。))、川角(字向井の地域に限る。))及び市飯田(字遠見ヶ畝・字大河角・字上ノ段・字狐ヶ城及び字長尾の地域に限る。))、福富町のうち久芳(字谷河内・字円明寺・字竹添(三八五四番地及び三八七〇番地の一から三八七三番地までの地域を除く。))・字金口(一五四九番地の一から一五五〇番地の三までの)の地域に限る。))及び字戸鼻(四二五九番地の一から四二六六番地まで・四二七四番地・四二七七番地及び四三一五番地から四三二四番地までの地域に限る。))、河内町のうち中河内(字正尺・字大道及び奥条東)の地域に限る。))及び安芸津町のうち小松原(字打木谷・字河口尻・字大奈・字保野・字得頭及び字中ノ迫(それぞれ西日本旅客鉄道呉線以東の地域に限る。))の地域に限る。))の地域のうちそれぞれ用途地域の

改正後		
		定めのない地域
	第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに八本松飯田二丁目の地域のうち用途地域の定めのない地域
(略)		
備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、広島市の地域にあつては平成十七年四月二十五日、呉市の地域にあつては平成十七年三月二十日、竹原市の地域にあつては平成十八年三月一日、三原市の地域にあつては平成二十一年八月三十一日、尾道市の地域にあつては平成十八年二月十日、福山市の地域にあつては平成十八年三月一日、府中市及び三次市の地域にあつては平成十六年四月一日、庄原市の区域にあつては平成十七年三月三十一日、東広島市の地域にあつては平成十七年二月七日、廿日市市の地域にあつては平成十七年十一月三日、安芸高田市の地域にあつては平成十六年三月一日、江田島市の地域にあつては平成十六年十一月一日における行政区画その他の地域又は道路、河川、その他のものによつて表示されたものとする。		

改正前		
		定めのない地域
	第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに八本松飯田二丁目の地域のうち用途地域の定めのない地域
(略)		
備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、広島市の地域にあつては平成十七年四月二十五日、呉市の地域にあつては平成十七年三月二十日、竹原市の地域にあつては平成十八年三月一日、三原市の地域にあつては平成二十一年八月三十一日、尾道市の地域にあつては平成十八年二月十日、福山市の地域にあつては平成十八年三月一日、府中市及び三次市の地域にあつては平成十六年四月一日、庄原市の区域にあつては平成十七年三月三十一日、東広島市の地域にあつては平成十七年二月七日、廿日市市の地域にあつては平成十七年十一月三日、安芸高田市の地域にあつては平成十六年三月一日、江田島市の地域にあつては平成十六年十一月一日における行政区画その他の地域又は道路、河川、その他のものによつて表示されたものとする。		